

令和7年度 江戸川区特別職報酬等審議会 会議録

【開催概要】

日 時	令和7年10月29日（水）
出 席 者 (50音順)	江原 春美 委員、太田 建夫 委員、関口 孟利 委員、 田澤 きよえ 委員、水田 朝也 委員、森本 勝也 委員
説 明 員	総務部長、総務課長
会議次第	1 開会 2 区長あいさつ 3 委員紹介 4 会長選任・あいさつ 5 資料の説明 6 審議 7 答申書案について 8 閉会
会議資料	1 委嘱状 2 令和7年度 特別職報酬等審議会委員名簿 3 諮問書「特別職の報酬等について（諮問）（写）」 4 江戸川区特別職報酬等審議会条例 5 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例 6 江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 7 別紙1 特別職の給料の額について 8 別紙2 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 9 資料1 区長の給料の額の見直しについて 10 資料2 副区長の給料の額の見直しについて 11 資料3 教育長の給料の額の見直しについて

【諮問事項】

- ・区長、副区長及び教育長の給料の額

【結 論】

別添「令和7年度 江戸川区特別職報酬等審議会 答申書」のとおり決定する。

【会議内容（要約）】

開会・区長あいさつ

(斎藤区長) 一般職員の給料は、民間の給料の状況を考慮した毎年の特別区人事委員会の勧告をもとに上下させておりますが、特別職の給料に関しては報酬等審議会に諮問することとなっています。本審議会にお諮りしたいと思います。

〔斎藤区長、退席〕

会長選任・あいさつ

〔互選により関口 孟利 委員を会長に選任。〕

資料の説明

(総務部長)

区長、副区長、教育長の給料の額の見直しについてご説明いたします。

「令和6年度特別職報酬等審議会」にてご審議いただき、令和6年度当初と比べ、給料の月額は1.2%、期末手当は0.2月の増として、令和7年1月から適用させていただいております。

また、副区長、教育長の給料の額は、引き続き段階的に改定することといたしました。

この「段階的に改定する」ということですが、これは令和5年度の審議会において特別職の給料を23区の中位程度となるように見直した際に、副区長の場合は単年で約152万円、教育長の場合は単年で約218万円の増額という算定結果となりましたが、増額が大きいため、区の財政面などに十分な配慮が必要であると考え、この増額分を5年間かけて段階的に改定し、影響を最小限にすることとしたものです。

なお、改めてではありますが、「令和6年度特別職報酬等審議会」では、今後の、区長、副区長、教育長の報酬については、特別区内の民間企業の給与を参考とする特別区人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」に準拠するよう、ご意見をいただいたところです。

つきましては、令和7年10月14日に特別区人事委員会から勧告がありましたので、勧告の内容をご説明させていただき、区長、副区長、教育長の給料の見直しについて、ご審議いただきます。

〔区長、副区長、教育長の給料の現状について、別紙1の内容を説明。〕

〔見直しの考え方と改定額について、資料1～3の内容を説明。〕

増額改定にあたっては区の財政状況も考慮する必要があると考えています。区の財政状況を、令和6年度の決算からみると、物価高騰などの影響を受け、人件費や扶助費等の義務的経費や、

その他行政運営に係る一般行政経費の支出が増加し、経常収支比率は4年ぶりに増加に転じました。しかし令和3年度以降、財政調整交付金や特別区税等の一般財源収入は堅調な伸びを見せており、引き続き健全財政を維持しております。以上です。

審議

(委員)

特別職の給料は、個人的には23区最上位でもいいと思っているが、諮問の内容で問題ないとと思う。

(委員)

給料の算定方法や額に矛盾がなく、異論はない。諮問のとおりでいいと思う。

(委員)

物価の上昇など社会情勢を考えると、諮問の内容に賛成。

(委員)

区長の日頃の行動力からすると、給料はもっと多くてもいい。

(委員)

区長は土曜日や日曜日も公務があるので、給料はもっと多くてもいいと思う。

以前にも審議会委員を務めたことがあるが、その時は給料を減らす提案ばかりだった。給料を増やす提案ができる財政状況でよかった。

(会長)

委員の発言のとおり、給料が上がることは賛成。もっと多くてもよい。

全員の意見からご異議なしと認め、提示された資料のとおり決定する。

休憩

再開

答申書案の説明

(総務部長)

[答申書案を説明]

答申書案についての審議・決定

(会長) 答申書案について審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

[質疑等なし]

(会長) この答申書案でご異議等がなければ、この答申書をもって審議会の意見として区長に答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(会長) それでは、この答申書を区長に提出することにいたします。

[答申書に各委員が署名し、会長が総務部長に手交]

(会長) 委員の皆様、ありがとうございます。この答申書は、お預かりいたしまして、区長に提出いたします。本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。無事、答申することができましたのも、皆様のご協力のおかげです。深く感謝いたします。それでは進行を事務局に戻します。

(総務課長) 本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、特別職報酬等審議会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

閉会